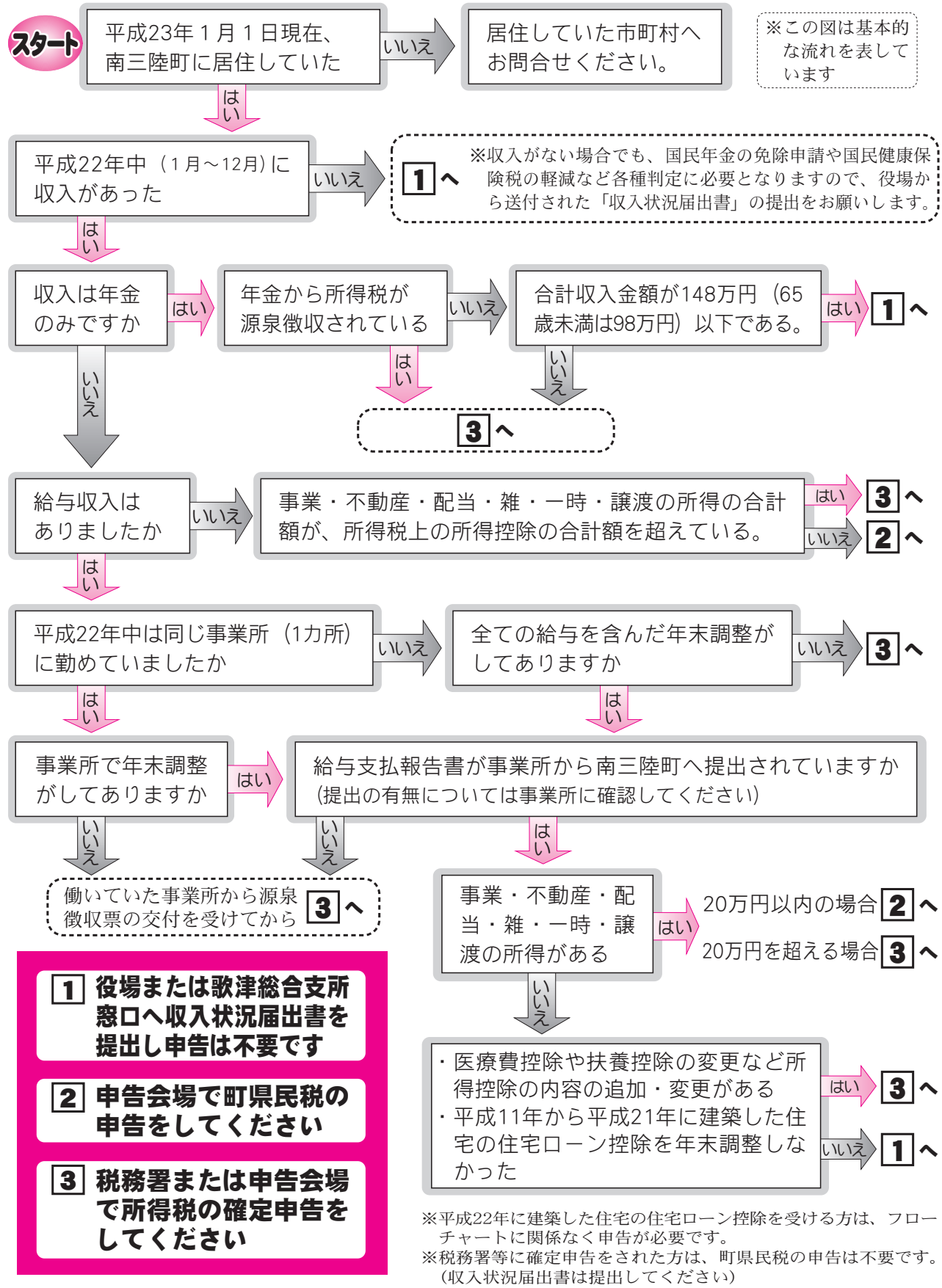


町県民税の申告が必要かどうか調べてみましょう



町県民税申告の問い合わせ
町民税務課課税係 ☎46-1372
総合支所町民福祉課 ☎36-3923

確定申告と消費税申告の問い合わせ
気仙沼税務署 個人課税部門 ☎22-6780

町県民税の申告受付が始まります

この申告は、町県民税を適正に課税するための基礎資料となるほか、国民健康保険税の計算や所得証明書などの基礎資料にもなります。事前に必要な書類を準備し、正しく申告しましょう。

受付期間

町県民税の申告受付は、2月9日（水）から3月15日（火）までで、税務署での確定申告受付は、2月16日（水）から3月15日（火）までです。期間間近になると大変混み合いますので、できるだけ早めに申告しましょう。

申告受付会場

申告受付会場は、地域ごとに対象地区を指定しています。別途配布の日程表をご確認のうえ、できるだけ指定日に申告されますようお願いいたします。※指定日に来場できない方のために予備日を設けていますが、予備日は特に混雑しますのでご注意ください。

収入状況届出書

平成23年1月1日現在、南三陸町に住所がある方（世帯）を対象に「収入状況届出書」を配布します。必要事項を記入し、申告の際に必ず持参してください。
☆左ページのフローチャートをご覧ください。①の「申告不要」に該当する方は、申告会場にお出でいただく必要はありません。役場または歌津総合支所の窓口に入力済届出書を提出するだけで結構です。

申告前のご確認ください

申告会場にお出でいただく際には、次のものを必ず持参されますよう事前にご確認ください。
○町から送られた収入状況届出書

- 印鑑
- 年金または給与の源泉徴収票の原本
- ※所得税の確定申告をする場合は、必ず源泉徴収票の原本が必要になります。お手元がない場合は、事前に年金事務所または給与の支払いを受けた事業所から交付を受けてください。
- 事業を営んでいる方は、収入と経費をまとめた書類及び経費に計上したものの領収書
- ※農漁業を営んでいる方は、農協または漁協から交付された年間取引額証明書を持参してください。
- 各種所得控除を受ける場合は、控除の内容が分かるもの（医療費の領収書、各種保険料の証明書、障害者手帳など）
- ※医療費控除を受ける場合は、平成22年分の支払額を事前に集計願います。なお、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」は領収書の代わりにはなりませんのでご注意ください。
- ※介護保険の要介護認定を受

電子証明書の有効期限にご注意ください

所得税の電子申告（イータックス）等を利用する際に必要となる電子証明書の有効期間は発行後3年間です。住民基本台帳カードの表面に印字されている有効期限（発行後10年間）とは異なりますのでご注意ください。
※電子証明書の更新は、有効期限の3カ月前から行うことができます。詳しくは、町民税務課戸籍住民係（☎46-1373）までお問い合わせください。

けられた方で、一定の要件を満たす場合は、申請により「障害者控除対象者認定書」の交付を受けられます。詳しくは、広報12月号の19ページをご覧ください。
○税務署から確定申告書の用紙が送付されている方は、その確定申告書
○所得税の還付が見込まれる方は、振込先の口座番号（本人名義）

